

国民年金制度のお知らせ

～後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長)について～

平成24年10月1日から3年間、過去10年分の国民年金保険料を納められるようになります。

■納付可能期間を10年間に延長

これまででは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、後納制度では、過去10年以内の納め忘れた保険料を納められるようになります。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。ご自身の年金記録については、ねんきんネットまたはねんきん定期便などで、ご確認ください。

■納付は平成24年10月1日から平成27年9月30日まで

後納保険料の納付（お支払い）ができる期間は3年間です。期間が経過すると後納保険料の納付はできなくなります。

※3年度以上遡って保険料を納付する際は、加算金がかかります。

■後納保険料の納付にはお申し込みが必要

後納保険料の納付は、事前に申し込みいただき審査させていただくことになりますが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

※ご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方：10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間のお持ちの方。
 - ②60歳以上65歳未満の方：①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方。
 - ③65歳以上の方：年金受給資格がなく任意加入中の方など。
- ※老齢基礎年金を受給している方はお申し込みできません。

1. お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

0 5 7 0 - 0 1 1 - 0 5 0

050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は
03-6731-2015番

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

■受付時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7時まで延長

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



2. お問い合わせは『釧路年金事務所（国民年金課）』へ TEL 0154-22-5810番

このページに関するお問い合わせは『根室市役所保健課国保・年金担当』へ

TEL (23) 6111番 内線 2125・2126